

いじめ防止等のための学校基本方針

令和6年4月改定
丹波市立東小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第2条より)

【いじめの基本認識】

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめはその様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より)

上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめは、どの子どもにもどの学級にも学校にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはない」、また「いじめは人権侵害である」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止等のための学校基本方針」を定める。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく家庭・地域・関係機関等と連携して、解決にあたる。

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

① 生活指導委員会(いじめ対策組織)

- ・月に1回、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。また、児童に関する情報については、隨時、職員会議等で、全教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・未然防止教育として、自己肯定感や自己有用感を高める授業(道徳)の計画を行う。
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施に取り組む。その際「いじめ対応マニュアル(改訂版)－すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－」(平成29年8月兵庫県教育委員会)や生徒指導提要(令和4年文部科学省)等を積極的に活用する。

② いじめ対応チーム

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、養護教諭、生活指導担当教員、当該学級担任、関係する教員等校長が必要であると判断した教職員で構成された「いじめ対応チーム」を設置する。
- ・重大事態等の発生により、必要と認めた場合、教育委員会、警察署と連携するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会、PTA、及び自治振興会、民生委員児童委員等も対応チームに加えて協議する。

(2) いじめの未然防止のために

※好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」を行う

① 子どもや学級の様子を知る

- ・教職員の気づきを大切にする。そのために、子どもたちと場を共にする中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。
- ・子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立て、取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。
- ・配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引継ぎを行う。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるため、教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。
- ・温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ・学校評価や教職員人事評価・育成システムを実施するに当たり、いじめ問題に関する項目を設ける。
- ・学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行うことで、子どもたちの自己肯定感、自尊感情を高める。
- ・児童会による自発的、自動的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進める。

③ 「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業の実現

ア) 一人ひとりが認められ、活躍できる授業づくり

- ・一人ひとりを大切にしたわかる授業作りを進める。
- ・友達の考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめ直したりすることを大切にする。
- ・学級活動や係活動、委員会活動等で、子どもが自主的・実践的に活動できるようにする。

イ) 人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
- ・ジェンダー平等教育等に関する正しい理解の促進を推進する。

ウ) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れる事によって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止できるようにする。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、道徳の時間に情報モラルの教材を扱う。その際、インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

エ) 体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるようにする。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、幼小連携等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。
- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。

④ 保護者や地域の方、児童への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行って周知を図る。
- ・人権参観日や家庭対話週間、人権講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・PTAの各種会議や保護者会等で、いじめ防止パンフレットやいじめの実態、指導方針、いじめ実態調査の結果分析などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ネット上のいじめの予防を図るため、インターネットや携帯電話を使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(3) いじめの早期発見のために

※子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない

① 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・「いじめの早期発見のためのチェックリスト」（兵庫県いじめ対応マニュアルに掲載）を活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・月に1回程度定期的な連絡会を設けるなどアフタースクールと連絡を密に取り、過ごし方に変化がないか等連携をしながら、子どもたちの様子に目を配る。

② 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・日頃から教職員と子どもたちの信頼関係を構築することに努める。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

③ いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートはいじめの実態を把握する手立ての一つであると認識した上で、学期に1回、無記名式で実施する。同時に面談調査を実施し、子どもたちが相談しやすい環境整備を行う。

④ 資料の保管

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで、学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、該当学年が卒業してから5年間、学校が保管する。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ・保管年限が経過した資料等は、丹波市立小学校および中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

(4) いじめに対する措置のために

※いじめの発見・通報を受けた場合、問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する

いじめ（または、いじめの疑い）が認知された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対応チーム」が中心となり、迅速に、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、組織的に対応し、再発防止・未然防止の活動までを含めた取り組みを行う。

① いじめを把握したとき

- ・教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する。その際、いじめ対応チームで指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

② 正確な事実把握

- ・いじめの事実関係を正確に把握するために、当事者双方、周りの子どもから複数人で聞き取りを行い、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残しておき、指導に役立てるようにする。

③ 子どもへの指導・支援

- ・いじめた児童には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- ・観衆、傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・いじめが起きた集団へは、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できるように指導する。
- ・インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちに不適切な書き込みの削除を依頼する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(報告・連絡・相談の徹底)

④ いじめ発生後の対応

- ・いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3カ月程度)なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められる場合とする。その場合も担任等の一人の判断だけでなく、「いじめ対応チーム」内で検討して判断するものとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。

(5) 重大事態への対処のために

※生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

① 重大事態の定義

- I いじめにより児童が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- II いじめにより児童が相当の期間学校を欠席(30日を目安)することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

※児童や保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合。

② 重大事態発生の報告

- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。報告により、教育委員会が調査主体を判断する。

③ 学校が調査主体になる場合

- ・教育委員会の指導・助言のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に迅速に対応する。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

④ 市教育委員会が調査主体になる場合

- ・市教育委員会が独立した調査機関として組織した「丹波市いじめ問題専門委員会」が行う調査に対し、資料の提出など調査に協力する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

※日頃から学校や地域の状況についての情報交換など「顔の見える連携」を大切にする

① 教育委員会との連携

- ・いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・必要に応じて、市教育委員会のいじめ対応プロジェクトチームに「学校いじめゼロ支援チーム」の派遣を依頼したり、教育事務所「教育相談窓口」を利用したりする。

② 警察との連携

- ・いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に丹波警察署に相談し、連携して対応する。
- ・児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

③ 地域等その他関係機関との連携

- ・いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

④ 家庭・地域との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ・PTAや地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めることができるようとする。

別添1　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

別添2　いじめ　重大事態対応流れ図

別添3　いじめ防止年間指導計画